

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成16年(2004年)8月3日

住 所 北海道上磯郡木古内町字瓜谷122番地

氏 名 株式会社手塚産業
代表取締役 手塚 則博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高 橋 はるみ



許可の年月日	平成16年(2004年)8月3日	許可番号	渡環生第915-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2 (がれき類の破砕施設) ----- がれき類		
設置場所	上磯郡木古内町字瓜谷116番2		
処理能力	699.2 t/日(8時間)、87.4 t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(許可証書換交付 令和元年(2019年)6月27日(代表者の変更)) (渡島総合振興局)